

令和7年度（2025年度）第3回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和8年（2026年）1月23日（金）午後1時30分

開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

八王子市国民健康保険運営協議会
令和7年度第3回会議録

議 題

- (1) 国民健康保険税について（諮問）
- (2) 令和8年度（2026年度）国民健康保険税課税限度額等について
- (3) その他

出席委員（14）

会 長（10番）	森	喜 彦（公益代表）
副会長（11番）	西 室	真 希（公益代表）
委 員（1番）	鬼 島	秀 敏（被保険者代表）
委 員（2番）	中 嶋	幸 子（被保険者代表）
委 員（3番）	四 田	哲 也（被保険者代表）
委 員（4番）	奥 村	綾 子（被保険者代表）
委 員（5番）	太 田	ルシヤ（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（6番）	田 中	伸 幸（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（7番）	峯 岸	忠（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（8番）	添 石	遼 平（保険医又は保険薬剤師代表）
委 員（9番）	久保井	博 美（公益代表）
委 員（12番）	望 月	翔 平（公益代表）
委 員（13番）	鈴 田	朗（被用者保険等保険者代表）
委 員（14番）	柘 植	敏（被用者保険等保険者代表）

市側出席者

八 王 子 市 長	初 宿 和 夫
健 康 医 療 部 長	渡 邊 康 宏
保 険 年 金 課 長	三 吉 徳 浩
成 人 保 健 課 長	新 藤 健
成人保健調整担当課長	片 岡 幸 子

保 険 年 金 課

庶務担当課長補佐兼主査	田 邊 憲 二
庶 務 担 当 主 査	井 田 征 男
給 付 担 当 主 査	江 藤 功
給 付 担 当 主 査	伊 藤 雄 太
資格課税担当主査	杉 山 光 明
資格課税担当主任	菅 野 詩 織
資格課税担当主任	土 屋 智 美

公開・非公開の別 公開
傍聴者の数 0名

配付資料

《事前配付資料》

諮問文（案）

資料 1 国民健康保険税率について

《当日配付資料》

諮問文

資料 2 令和 8 年度（2026年度）国民健康保険税課税限度額等について

参考資料 1 市町村の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入の推移

参考資料 2 国保・協会けんぽ・組合健保の比較

参考資料 3 令和 8 年度（2026年度）本算定による被保険者一人当たり保険料額（順位）

その他 東京の国保（No.683）

[午後1時30分開会]

1. 開会

○三吉保険年金課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。保険年金課長の三吉でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議では諮問を行いますので、皆様の様々なご意見をいただきますが、終了予定時間の15時に終了できますよう、ご協力をお願いいたします。

また会議におきましては、議事進行、ご発言、資料の説明等すべて着座で進めさせていただきますことをご了承ください。

以上で私の進行は終わらせていただきます。では会長、よろしくお願いいたします。

○森会長 本日は皆様には公私共に大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、この会議は有効に成立しております。

2. 理事者挨拶

○森会長 それでははじめに、市長からご挨拶をお願いいたします。

○初宿市長 改めまして、八王子市長の初宿和夫でございます。森会長をはじめ皆様方には、日頃から八王子市政の運営にご理解ご協力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

そして、本日は国民健康保険税についてご審議をいただきたいと思っております。私が申し上げるまでもなく、八王子市の保険税率等につきましては、皆様方のこの協議会の答申に基づいて、私どもは執行させていただいております。

これは、健康寿命の延伸に関する保健事業の実施、医療費の適正化、さらにはその収納率の向上、こういったことを進めさせていただいているとともに、当然、八王子市だけの取組ではございませんので、国あるいは東京都に対しましても、公費拡充などの要望等、それを行わせていただきながら、都道府県単位の広域化の趣旨を踏まえまして、決算補填等目的といたします法定外繰入、いわゆる赤字の解消に向けて計画的に税率等の改定を行ってまいりました。

赤字を解消するためにも、東京都から示されております標準保険料率、これを参考として段階的に改定を行ってまいりました。

その結果、令和7年度、税率改定において初めて赤字が解消される改定を行わせていただきました。

そして令和8年度、2026年度でございますけれども、子ども・子育て支援金制度が始まることによる被保険者への負担についても考えながら、赤字解消に向けて取り組んできましたこれまでの経緯、そして被保険者以外の方との負担の公平性、これを考えて、令和8年度においても、赤字解消を前提とした税率が必要だと考えている次第でございます。

今回、令和8年度から始まります、子ども・子育て支援金、これを含めて八王子市の令和8年度国民健康保険税率等の改定について、ぜひご審議をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森会長 ありがとうございます。

3. 諮問文手交

○森会長 続きまして、諮問文の手交を行います。

○初宿市長 よろしく願いいたします。

(諮問文の手交)

○森会長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

○初宿市長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

○森会長 それでは、本日の配付資料について事務局から確認をお願いします。

○事務局 それでは、本日の資料につきまして確認をさせていただきます。一番上にお配りしております本日の次第に沿って確認をお願いします。

まず事前に配布いたしました資料のうち諮問文につきましては、本日改めて机上にあります。

次に資料1、国民健康保険税についてですが、本日お忘れの委員の方いらっしゃいますでしょうか。

続いて机の上に配布した資料になります。上から番号で読み上げます。諮問文、続きまして資料2、参考資料1、参考資料2、参考資料3、そして冊子になりますが、「東京の国保」番号で言いますと683号になります。

お配りしております資料は、以上となりますがよろしいでしょうか。確認は以上になります。よろしく願いいたします。

4. 議題

(1) 国民健康保険税について（諮問）

○森会長 それでは議事に入ります。

議題（1）国民健康保険税率についてです。諮問事項でありますので、審議方法はお配りしてあります会議次第に記載のとおり、諮問文の朗読、事務局からの説明、質問、意見、まとめの順に進行いたします。

まず事務局から諮問文を朗読願います。

○三吉保険年金課長 それでは諮問文を朗読させていただきます。

八王子市国民健康保険運営協議会会長森喜彦殿。八王子市長初宿和夫。

国民健康保険税について（諮問）。

八王子市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、国民健康保険税について下記により、貴協議会の意見を求めます。

記

1、諮問の趣旨。

本市の保険税率等については、貴協議会の答申に基づき、健康寿命の延伸に資する保健事業の実施や医療費の適正化、収納率向上の取組をより一層進めるとともに、国や東京都に対して公費拡充等の要望を行いながら、広域化（都道府県単位化）の趣旨を踏まえ、決算補填等を目的とする法定外繰入（以下赤字）の解消に向けて計画的に税率等の改定を行ってきた。今回令和8年度から始まる子ども・子育て支援金を含め、本市の令和8年度国民健康保険税率等の改定について諮問する。

2、国民健康保険税率等の改定。

本市はこれまで赤字を解消するために、東京都から示される標準保険料率を参考として、保険税率等の改定を段階的に行い、令和7年度の税率改定において初めて赤字が解消される改定を行った。

令和8年度は、子ども・子育て支援金制度が始まることによる被保険者への負担について考えながら、赤字解消に向けて取り組んできた経緯と被保険者以外の方との負担の公平性を考え、令和8年度においても赤字解消を前提とした税率が必要と考える。よって令和8年度国民健康保険税率等は赤字解消に向けた取組を継続するとともに、被保険者の負担感を可能な限り考慮するものとして、東京都から示される納付金（子ども・子育て支援納付金を含む）に基づき算出した赤字が解消する税率及び税額から、令和5年度東京都財政安定化基金

貸付金の償還分を上限に控除した税率及び税額（子ども・子育て支援金の税率等から控除しない）とする。

（１） 改定内容。

ア、所得割額の保険税率等の改定。

各区分のうち、医療給付費分と介護納付金分を引き下げ、後期高齢者支援金分を引き上げる。また、子ども・子育て支援金分を新設する。

イ、均等割額の改定。

各区分のうち、医療給付費分と介護納付金分を引き下げ、後期高齢者支援金分を引き上げる。また、子ども・子育て支援金分及び、子ども・子育て支援金（18歳以上）分を新設する。

（２） 改定時期。

令和8年4月1日。令和8年度国民健康保険税から適用する。

○森会長 諮問文の朗読が終わりました。ただいまの諮問事項について審議に入りたいと思います。初めに事務局から説明願います。

○三吉保険年金課長 私から資料の説明をさせていただきます。

去る1月16日、東京都から標準保険料率等の確定係数が示され、これらに基づき今回、本市の保険税の改定案を作成いたしました。

それでは、事前にお配りしました資料1、パワーポイントの方ですけれども、国民健康保険税率についてからご説明をさせていただきます。

委員の方が多く新しく変わられておりますので、最初に3ページ、税率の考え方についてご説明をさせていただきます。

本市では、これまで一般会計から財政支援措置、いわゆる赤字の解消を進めるため、平成30年度より東京都から示された標準保険料率の適用に向けて、保険税率等の改定を段階的に行ってまいりました。

ところが、令和6年度に標準保険料率を適用しても赤字が解消できないこととなったため、令和7年度は、標準保険料率を参考としながらも、赤字解消できる保険税率といたしました。

参考資料の1をご覧ください。国が公表しております資料でのご説明となりますけれども、令和3年度まで全国の赤字補填目的の繰入金は全国的にも減少しましたが、令和4年度以降、社会保険の適用拡大により、保険税をご負担していただいた層の加入者が減少したため、再び赤字の増加に転じました。

令和5年度の速報値ですが、全国の赤字の58.4%を東京都が占めており、内41.5%が26市で占められております。

結果として、この赤字は一般財源から補填されており、国保運営のために国保加入者ではない方が納めた税を充てているということになります。

東京都では赤字の解消速度を早めるべく、令和6年度から国民健康保険運営方針において、赤字の保険者数を令和8年度末には35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを目指しております。

参考資料の2をご覧ください。国保と協会けんぽ、組合健保の数をお示しいたしました。

国保は加入者の平均年齢が高いため、1人当たりの医療費が高く、所得が低いために、平均保険料は少なくなっています。こうしたことが慢性的に赤字を生んでおり、国保の構造的な課題となっているところです。

続いて、参考資料3になります。これは、事業費納付金に必要な保険税額を被保険者数で割った、本算定における都内区市町村の被保険者1人当たりの保険料額です。

本市は、インセンティブ補助金等による保険税軽減措置もあり、都内では50位となっております。

それでは資料1にお戻りください。4ページになります。

令和7年度の保険税は前述しましたとおり、東京都の標準保険料率を参考としながらも赤字解消できる税率としました。

令和5年度に東京都財政安定化基金貸付金を借り受けており、本来であれば、この償還は保険税からすることとなっておりますが、一般会計から借り入れることで保険税に上乗せしないことといたしました。

これは赤字繰入ではなく、借入れとする、いわゆる返済する必要がありますけれども、借入れとすることで、国から赤字解消とみなされ、そのインセンティブが得られるということによるものです。

続いて、5ページになります。上段(3)、令和8年度の税率についてです。令和8年度の国民健康保険税率は、赤字解消に向けた取組を継続しながら、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金の負担を考慮し、可能な限り被保険者の負担感を抑えるという基本方針を設定いたしました。

続いて下段の(4)、改定案です。表の参考部分が、今回東京都から示された標準保険税率等となります。このまま適用いたしますと、赤字が解消できないことから、最上段(A)の赤字が解消する税率等を算出いたしました。

この税率は、令和7年度から据え置きといたしました。これまでは、医療分、後期分、介護分の3階建てだった保険税が、子ども・子育て支援金分が加わり4階建てとなりましたけれども、前述したインセンティブや徴収努力、保険診療の適正化、また東京都の剰余金の活用などにより、据え置くことが可能となりました。

6ページをご覧ください。これまでの保険税等の推移と赤字の状況です。

平成30年度の制度改正以降、東京都の各区市町村が一体的に国保運営を行うこととなり、東京都から標準保険料率が示される仕組みとなつてからのグラフです。

本市は赤字解消のため、7年をかけて令和6年度に標準保険税率に到達いたしました。それでもなお、赤字となっている状況から、令和7年度につきましては、標準保険税率を超え、赤字を解消いたしました。

令和8年度については、税率を据え置いても計算上は赤字が解消することとなります。

下段の表は、これまでの赤字繰入額の推移ですが、予算ベースで平成30年度の35億円の赤字から令和6年度の8.5億円まで減少し、令和7年度で0となっております。

7ページをご覧ください。2、納付金についてです。

第2回の運営協議会で、仮算定の事業費納付金をご報告いたしました。確定した令和8年度事業費納付金額になります。これが本市から東京都に納付する額で、この額を被保険者から徴収するために設定するものが、所得割額と均等割額になります。

令和7年度と比較して、令和8年度は医療給付費分が3億1,200万円の減、後期高齢者支援金分が5,100万円の増、介護納付金分が5,600万円の増、そして新設の子ども・子育て支援金分として、3億7,800万円となり、トータルでは1億7,200万円あまりの増額となりました。

国民健康保険の被保険者が減少し、かつ納付金額が増加したということで、単純計算では国税の値上げとなるところですが、前述しましたように、令和8年度の税率等は据え置くことができました。

続きまして、8ページ、9ページです。モデル世帯の保険税額になります。

給与収入の方の場合ですと、30代・40代の子供が2人いる世帯の方は値下げ、1人の場合は値上げ、1人世帯の場合は40歳から64歳の方は値下げになります。

また、65歳から74歳の年金収入だけの方は、介護保険については医療保険ではなく、介護保険に納付書で直接お支払いいただいているため、若干の値上げとなります。

特に8年度につきましては、給与収入300万円から500万円の子育て世帯は、概ね値下げをすることができました。

10ページの4、スケジュールです。本日の運営協議会における諮問、そして答申を受けた結果で、令和8年2月に国民健康保険の税率等を第1回市議会定例会に議案として提出いたします。可決されれば、4月1日付で条例を改正し、5月の広報はちおうじで市民の皆様にお知らせをいたします。

私からの説明は以上になります。

○森会長 事務局の説明が終わりました。

諮問事項、国民健康保険税についてご質問がございましたらご発言願います。

ご発言の際は挙手をして、指名の後でお願いいたします。

なお、ご意見については質問後にご発言いただきますので、まずは質問したい点について、ご発言をお願いします。

○望月委員 ご説明ありがとうございます。何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、こちらのパワーポイントの資料で5ページ・改定案ですけれども、課長の説明にもありましたように、これまでの3区分から、子ども・子育て支援金分が加わって4階建てという中で、所得割率、均等割額が据え置きになったということですが、それを聞くと、一安心する市民もいるかもしれませんが、一方で、8ページ以降の参考資料を見ますと、簡単に言えば子育て世帯はやや減りますけれども、年金収入の65歳以上の世帯や単身若年層が負担増となるということで、市民的には非常に分かりにくい構造というか、状況になっているというふうに思いますけれども、こういうふうな状況になっている理由について全体像をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○三吉保険年金課長 ありがとうございます。国民健康保険税と一言に申し上げても、先ほど私の方でご説明させていただいたとおり、中身は4種類に分かれています。

それぞれ、東京都から示されている納付金、パワーポイントで言うと7ページの2、納付金の事業費納付金本算定結果でございます。これが4種類に別れています。

それぞれ、八王子市から東京都に約164億500万円の金額をまとめてお支払いするのですけれども、その中身は4分割した形で、被保険者の方から徴収をして、それぞれ納付するという形になって合計額がこの金額になります。

そうすると、国民健康保険税の場合は、すべての方にこの4つの税がかかっているわけではなく、例えば40歳未満の方であれば、介護納付金分は納付しなくて結構ですとか、子ども・子育て支援金分については、18歳以下の方はお支払いしなくて良いです等、要はその世帯に構成される被保険者の年齢層によって課税されるものが変わってきます。

そうすると、昨年度と同様に据え置いたとしても、その世帯の構成員によって上がる下がることがどうしても出てきてしまいます。

昨日、東京都の国民健康保険主管課長会議がございまして、八王子市と青梅市で代表して国の方にそういうことにならないように、全体が下げられたのならすべての被保険者が下がる、全体を上げてしまったのならすべての被保険者が上がる、要は中で上がり下がりというのが生じないような手立てを考えてくださいということを要望したところでございます。

○望月委員 ありがとうございます。この4区分っていうものがやり繰りできなくて、それぞれで徴収をして、最終的に定められている納付金を支払わなければいけないということでは、ある意味、柔軟性がなかなかないということもあって、上手くやり繰りをしたいのだけれども、制度上できないという状況になっているということで、こうしたことは改善も一定程度必要なことというふうに思っていますので、その点については、引き続き国や東京都に働きかけを強めていただければというふうに思います。

とは言ってもやはり、そもそも論になりますけれども、国民健康保険というのは、収入に対して負担が重すぎるという課題が歴然として存在します。

今回も様々な努力があっても、実際には値上げ負担増になってしまう層というのがいるということで、これは推計というふうになるかもしれませんが、結局このシミュレーション

ヨンの中で、被保険者全体で何割くらいの方が負担増になるのか分かれれば教えていただきたいと思います。

○三吉保険年金課長 令和7年の状況が、そのまま令和8年にスライドしたという過程になりますけれども、その場合で、おおよそ5割の方が税額が上がるという計算結果が出ております。

上がる方、下がる方ともに半々という、現状ではそういう状況になっております。

○望月委員 ありがとうございます。今のご説明を聞くと、やはり税率等均等割額が据え置きになったとしても、半分は上がり、半分は据え置きもしくは減額という状況で、かなり市民的にも据え置きという文字だけを見れば、何でこんなに上がるのだっていう方は、一定数出てくると思いますので、この提案になればの前提ですけれども、丁寧な説明というのは一定程度必要だというふうに思います。

同時に、7ページにも関わってきますけれども、先ほど確認したように、子ども・子育て支援金分というのが乗っかっていくということで、社保もそうですけれども、負担感というところ言えば、より国保加入者にとっては厳しい状況というふうになります。

この納付金の内訳を見ますと、子ども・子育て支援金部分で来年度約3.8億円ということになっていますけれども、今後もこの納付割合ってというのは引き上がっていきませんが、この査定を踏まえて、今後の国保税負担の見通しを、改めて市としてどういうふうに考えているのか伺いたいです。

○三吉保険年金課長 今委員がおっしゃられたみたいな、現状、国民健康保険を取り巻く状況といたしましては、基本的には被保険者数の減少、子ども・子育て支援納付金が3年間にわたって上がっていきます。

そういったものも含めて、今後、国保税が現状では値上がりする要因の方が値下がりする要因よりもはるかに大きいです。

値下がりする要因としては、例えば高額療養費の自己負担分があります。

ただそれは、被保険者の方の負担が増えて、我々の負担が減るというだけで、被保険者の方が税金という形ではなく、医療費という形でお支払いしなければいけないような状況になる。もう一つは、そういった時に最初に申しあげました被保険者数の減少要因というのが、社会保険に加入できる条件がどんどん緩和されていって、今、国民健康保険に入ってもらえる個人事業主の方も、これから社会保険に切り替わっていくという状況があります。

個人事業主で確定申告等をしている方、いわゆるそういった方は、我々、国民健康保険側からすると、保険税を納めていただいている方が減っていく状況になっているので、ますます国保財政が厳しくなるということが、3年・4年の間に起きてくと予測している中で、それは本市だけではなく、全国1,700あまりの保険者、いわゆる自治体と同じ条件で、だんだん厳しくなるということが言われておりますので、そこは全国市長会や関東市長会、東京都市長会を通じて、国のさらなる財政支援を求めていきながら、高くなってしまいう要因

を単純に被保険者の方に負担していただくということではなく、公の方がきちんとそこを手当していただくような形で、まさに今、要望していて、これからもそれは強く要望していきたいというように思っています。

○望月委員 丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。やはり社保の方なんかもそうだと思うのですが、子ども・子育ての支援を強化することは、多くの皆さんは別に方向性として賛同されると思うのですが、その財源をなぜ医療保険で賄うのだという思いは大なり小なり持ってらっしゃるのだというふうに思います。

また、課長の説明の中でもありましたように、いわゆる高額療養費の見直しなど、社会保障費の削減というのが政府内で言われていますけれども、結局それも負担のつけかえでしかないという状況の中で、その公の責任というのをきちんと果たしていくということが、特にこの国保会計には求められているというふうに思っています。

第一義的には、国だというふうに私も思っていますし、もっと言えば財政力のある東京都も、もっと主体的にやっていただきたいという思いはあるのですが、だからと言って基礎自治体である市が、こういった負担増をそのまま進めていっていいのかというのも同時に問われていくというふうに思います。

そういう中で、もちろん市でも、医療関係団体等の協力を得て医療費削減、または健康寿命の延伸に向けた取組を行っているというのは前回も聞いた通りですが、繰入は、現状として、やはり0のままというところで、これもあくまで推計ということになると思いますけれども、今回のシミュレーションで、全員を据え置きにする場合に必要な予算というのは大体幾らぐらいかを教えていただきたいです。

○三吉保険年金課長 かなりざっくりな数字にはなってしまうのですが、子ども・子育て支援金分を負担するという部分と、それをして赤字が発生し、国からのインセンティブが受けられなくなるという部分も含めて、おおよそ2億円から3億円程度の一般会計からの赤字繰入が必要になるとシミュレーションをしております。

○望月委員 ざっくりとした計算ということですが、大体2億円から3億円ということで、6ページでも説明いただきましたように、市としても決算補填目的の繰入、負担軽減のための経費をこの間、例えば2018年度であれば、34億円繰り入れていて、大幅に下げていって、2024年度で0ということなのだと思いますけれども、2億円・3億円というところで繰入ができれば、今回も据え置きにできる。やはりその税率の中で、今の仕組みの土台という上で、組み替えても根本的には負担が重過ぎるという構造的課題は、なかなか解消ができません。

市も国や東京都に強く働きかけをしていますけれども、その負担軽減のための抜本的な取組は、国の方で行っていないという状況も確認をしております。

八王子市は特に多摩26市で所得割率も均等割額も共に一番高い状況ですから、やはり一定程度抜本的な負担軽減に向けては市としても努力を行っていくべきというふうに考えます

が、諮問文の中の方向性は出ているところですのですけれども、改めてこの繰入を含めた負担軽減に向けての考え方を伺いたいと思います。

○三吉保険年金課長 7年間かけまして赤字を解消してきた中で、この運営協議会の方でもご意見を頂戴しまして、ご賛同を得られたから保険税の値上げにつながっているのですが、やはりそこには、基本的には受益者負担という部分を一番根本におきながら、やはり赤字繰入金というのは、国民健康保険に加入していない方の、細かく言うと、いわゆる市民税をどうしても使わざるをえません。

そうすると、例えば社会保険に加入されている方がご自分の市民税が一般財源とはいえ、特定財源の方に流れている、いわゆる国民健康保険に加入している人の為に使われていくということの公平感という部分、どうしても我々としては、やはり赤字を解消して、これは本市だけのことではなく、国や東京都も赤字を解消することを目標としておりますので、いずれにせよ赤字解消ということは基本部分に置きながら、来年度以降につきましても、国保が持続可能な制度として運営できるように考えてまいりたいと思います。

○望月委員 最後にしますけれども、この間、確認しているように様々な値上げになる要素というのが、これからも強まっていくという中で、国保被保険者の負担というのはもう限界を超えていると僕は正直思っています。

そういう中で、細かく言いませんけれども、他の保険等ともまた異なり、国保の制度そのものの自体が相当の公的支援、これは社保からも一定の援助を受けていますけれども、そうではなくて、本来は国や東京都、市をはじめとする公的な支援がそもそも前提で成り立つ制度なのだとすることを指摘しておきたいと思います。

○森会長 他にご質問はありませんか。

○鈴田委員 令和8年度の保険税率の改定に際して、可能な限り被保険者の負担感を抑えたいという考え方は理解いたしました。一方で、子ども・子育て支援金は社会連帯、この理念を基盤として子育て世帯を全世代で支えていこうという分かち合いの仕組みですので、この支援金を含めたでき上がりでの保険税率・税額が今年度と変わらないと、被保険者の方々が子ども・子育て支援金の負担が、新たに始まったという認識をきちんと持つことができないのではないのかなという懸念を持っています。

来年度は赤字が解消する税率から、令和5年度東京都財政安定化基金貸付金の償還分を控除した税額としたいということなのですが、医療給付費分及び介護納付金分の保険税率・税額はマイナス改定で、率直に申し上げて、この点にはやや違和感を持っています。

本市の策定の過程で、この辺りについて何か議論が出なかったか、お伺いできればと思います。

もう一点、子ども・子育て支援金は令和10年度まで毎年、被保険者の負担が段階的に増加していく仕組みになっていますが、再来年度以降どのような位置づけとするかも併せて伺いたいと思います。

○三吉保険年金課長 一点目の子ども・子育て支援金を被保険者の方が負担しているというところは、確かに税率が据え置きですと、なかなか簡単にご理解いただけない部分があるかと思いますが。

ただ、そこは広報紙やホームページ等、また納税通知書の中で、こういった子ども・子育て支援金という新たな制度が始まったということは、被保険者の方にご理解いただけるように丁寧にご説明をしていきたいと思っております。

それから、これから子ども・子育て支援金制度が、概ね3割程度ずつ、令和9年度、令和10年度と上がっていきます。

そのときに、私どもとしてどういうふうに対応ができるかという、基本的には赤字が出ない税率を考えておりますので、場合によると値上げということも視野に入れつつ、被保険者の方にどのようにその負担感を与えずに、東京都から言われる納付金を払っていけるのかというところのバランスをとりながら、来年度以降も基本線としては赤字を出さない方針という形で考えていきたいと思っております。

それともう一点、東京都からの財政安定化基金貸付金の償還につきましては、これは国民健康保険の医療給付費分の方から払うという形をとらせていただいているのですが、第1回の運営協議会の方でお話させていただいたと思うのですが、約7億5,000万、東京都の方から借入れをして、毎年約2億5,600万円ずつ返していくという形をとっているのですが、令和7年度の税収のところで、かなり税収の収納率も上がってきたというところで、上振れしていくという部分がありまして、それを令和8年度の保険税に上乗せしなくても払い切れるだろうと計算上、今回ここが下げることができているということになります。

もし、それが払えない、いわゆる税の方に足していけないと払えないという結果、場合によっては、令和8年度のその部分が値上げという可能性もあったというのが内部での検討の結果となります。

○鈴田委員 ご返答ありがとうございます。理解できたのですけれども、一点、念の為の確認なのですが、仮に市側の想定よりも徴収率が下がってしまったり、何らかの理由で一人当たりの医療費が上がってしまった場合に、かなりカツカツの予算という印象を持っているのですが、それによって結局、締めてみたら赤字だったというようなりスクはあまり考えないでよろしいのでしょうか。

○三吉保険年金課長 医療費が上がる部分に関しては、これは基本的に東京都に納付金を払っていくなかで、医療費が増えたとしても、そこは東京都が全額保証してくれますので、この部分についての心配はないと思います。

ただ、納付金を払うのに必要な税収が落ち込んで納付金分が徴収しきれなかった場合、一般財源の方から予備費を使うであったり、補正予算を組む等して、東京都に納付金をお支払いしていかなければならない可能性はございます。

○森会長 他にご質問ありませんか。

○峯岸委員 先ほど、東京都からのインセンティブの話があったのですが、額と言うのは八王子市の取組によって、変わってくるのでしょうか。

○三吉保険年金課長 私も一言でインセンティブと申し上げておりますけれども、ものすごい細かく中身が分かれておりまして、例えば国民健康保険で赤字を出さない、成人保健課がやっている定期健診の受診率であったり、それから我々、保険年金課がやっているレセプトの2次点検等、第1回・第2回でもお話ししておりますけれども、様々な医療費の適正化に対する我々の努力に対して、どれぐらいの割合でそれが結果に結びついているかによって金額が変わってまいります。

一律で幾らというものではないので、より多くのインセンティブを受けるために、我々、保険年金課と成人保健課でその努力していくことで、金額が変わっていきますので、極端な話、全国的に見ればおそらく1円ももらえてない自治体もあろうかと思えます。

本市は、1, 771の保険者の中で、大体400位ぐらい、都内でも1位、2位を争うぐらいの金額を得られています。金額は毎年変わりますので、一概に毎年幾らもらっていますというような話ではないのですが、そういった形で努力をしていることは、東京都や国にも認められているのが現状かなと思います。

○森会長 他にご質問はありませんか。

○奥村委員 今日はありがとうございます。8ページ・9ページの3、参考（モデル世帯の保険税額）の所で一点質問なのですが、私の知識不足かなというところで、基本的な事で大変恐縮ではあるのですが、国民健康保険というのは基本的に個人事業主の方が入るものだと思っております、そしたら、給与収入の場合の例が出ていますので、給与収入でありながら、勤務先の制度、健康保険に入れない方もいらっしゃるって、この方の場合という理解でよろしいでしょうか。

○三吉保険年金課長 例えば、個人事業主の方のところへお勤めしている方というように考えていただくか、あるいは現状の健康保険法でいくと、従業員が4人以下の法人という形になろうかと思えます。

そうすると社会保険の加入義務がございませんので、給与収入を得ていても、社会保険の方には入れないという方が世の中には一定数いらっしゃるということです。

○森会長 他にご質問はありませんか。

○添石委員 現在、貸付金への償還額ということで、3年間での返済の計画になっているかと思うのですが、そうしますと、3年間払い終わった後は償還する金額が無くなった分だけ税額を下げるって余地が残るっていう認識でよろしいのですかね。

○三吉保険年金課長 第1回、第2回でもその話をさせていただいており、私も舌足らずだったと思うのですが、東京都から借入れたお金を東京都へは3年間で返すのですが、実はこの3年間で返すお金を八王子市の一般会計から特別会計へ借入、いわゆる借金をしていま

す。ですから、東京都に返す時には、一般会計から借入れたお金で、毎年約2億5,600万円を3年かけて返して返済を3年で終わらせます。

ところが、本来それが税率に足して、保険税の方で徴収しなければならないのですが、実際に、この借金をしてしまった原因そのものが社会保険の適用拡大ということで、被保険者の数が減っていったことで、税収が足りなくなってお金を借りているものですから、抜けていった方の分を現状残っている人に払ってくださいという部分が、そこは趣旨からして違うのではないかとこの部分がありまして、一般会計から約7億5,000万円借りまして、それを東京都に返すのですけれども、保険税の方から6年間をかけて一般会計に返すことになっています。

それが大体1億3,000万円ずつ6年間かけて返すのですが、これが仮に予算通りの歳入、いわゆる保険税の徴収額が予算どおりであれば、この2億5,600万円を一般会計から返してもらって、その徴収されたお金の1億3,000万から一般会計に返すというやり方になるのですけれども、もし徴収率が上がったとか、予算を組んだ時よりも被保険者の所得が上がって保険税収入が上がって、剰余金みたいな部分が出来た場合は、それから直接、東京都の方に返済をして、一般会計からの借入はしないという形にしますので、実際のところ、財政安定化基金貸付金償還金がなかったから、保険税率が下げられるというところに直結はしないということです。

上げる可能性は無くせるけれども、下げる可能性には至らないかと思います。

○添石委員 追加で確認なのですが、一般会計への返済が終わった段階では、支払い金額と同等の税収があれば賄えるっていう考え方ですよね。今は、本来、支払うべき金額プラス償還額、6年間かけて返す分っていうのを税収として、想定して徴収しているという考え方になるのですよね。

○三吉保険年金課長 添石委員のおっしゃる通りです。

○森会長 他にご質問はありませんか。それでは他にご質問がなければ、次に諮問事項国民健康保険税についてご意見をお願いします。

なお、ご意見については、挙手の上、各委員三分程度でお願いいたします。

○望月委員 それでは、今回の提案に関して反対の立場から意見を述べます。

国民健康保険税の抱える構造的課題についての問題意識は、市とも一定程度の共通はしていると思います。

しかし、国が公的支援の強化という責任を果たさないなかで、基礎自治体である市が負担増をそのまま進めているのかと問われています。確かに、今回税率や均等割を見れば据え置きとなっています。

一方で、この間、市では8年連続となる国保税の値上げが行われており、市民からも負担軽減を求める声が毎年議会に対しても出ています。

さらに、今回税率は据え置きでも、年金収入の方や一人世帯の若年者を中心に約5割の方が負担増となる見込みの提案であり、物価高騰を含めさらに生活は厳しくなります。また今後の国保税負担の見通しも厳しい状況です。

社保の適用拡大が進み、子ども・子育て支援金のための納付金総額も28年度には約1兆円を見込み、来年度はその6割、27年度は8割程度を政府は各医療保険から納付金で納めさせる方針です。社保も国保も被保険者の努力では、どうにもならない領域で負担増をさらに押し付けられます。

当然、被保険者の収入に対して、税負担が重すぎるといふ国保の抱える構造的課題はより深刻になっていきます。

この先も被保険者負担が増加すれば、保険制度はあっても、いざという時に病院に通えない、受診抑制が更にはたらくことが明らかです。

命に関わる問題であり、抜本的な対策が急務です。

市はこの間、負担軽減のために行う一般会計からの繰入を大幅に減らし、2019年度に27.6億円入れていた繰入も、昨年度、今年度は0円です。今回、全員を据え置きにする上で必要な財源は約2億から3億円とのことです。

市の昨年度の決算でも当初の見込みより、税収は60億円程度上振れしており、その一部でも活用すれば据え置きだけでなく負担軽減もできます。

物価高騰だけでなく、そもそも重すぎる負担を軽減するために、一般会計からの繰入をしてほしいという国保加入者の願いは当然のことと考えます。

あらためて構造的課題を踏まえ、市として被保険者の負担をこのまま増加させるのではなく、繰入を行うなど市の最大の努力を行うべきと強く指摘します。

また当然、国や東京都にも構造的課題解消に向けた責任を果たすよう、引き続き求め反対意見とします。

○森会長 引き続きご意見のある方の挙手を求めます。

○久保井委員 賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

定年年齢の引き上げなどで被保険者が減り、高齢化が進むことで、一人当たりの医療費は増加し、国保の運営は年々厳しくなる背景がございます。

平成30年の制度改正以降、東京都が財政運営の責任主体となったことにより、八王子市における国保事業は新たな枠組みの下で運営されてきました。

制度改正当時、八王子市は35億円の赤字を抱えていたと伺っておりますが、以降、7年間にわたる不断の努力と市民のご理解のもと、令和7年度は初めて赤字が解消される税率改定が行われました。

国や都が求める決算補填等目的とする法定外繰入（一般会計からの繰入の解消）を解消されたことを高く評価いたします。

しかし、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度という新たな負担が加わることで今後の財政運営には一層の工夫が求められます。

本来であれば、社会的背景や新たな納付金により、保険税率の上昇が避けられない状況だと思われま

しかし、本市の地道な保健事業の推進と財政努力により、令和8年度の保険税率においては、新たな負担を吸収した上で保険税率を据え置き、このことは被保険者の負担感を抑え、市民生活の安定に大きく貢献するものであり、高く評価させていただきます。

本市の特定健診勧奨事業や生活習慣病、重症化予防をはじめとする保険事業は健康増進策にとどまらず、医療費抑制を通じて経済的負担・軽減という具体的成果をもたらしており評価しております。

医療費適正化に関する様々な取組について、継続的かつ堅実に進められておりますし、保険税徴収に関しても、独自の工夫により滞納者軽減の実績が認められております。

国保財政運営安定化のためのこれまでの取組と総合的な成果が評価され、国や都からのインセンティブ付与につながっているものと認識しております。

これらの施策は、引き続き戦略的、かつ計画的に推進すべき重要な取組であると考えます。

今後は、持続可能な国保制度の運営を図るため、例えば万が一に備えて、基金を創設するなど、さらなる保健事業の充実や財政基盤の強化に努めていただくことを期待します。

○森会長 ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

○柘植委員 賛成ではございますが、消極的賛成でございます。

子ども・子育て支援金分が含まれた形で、前年維持となっている点、説明の内容について疑問をもっております。

子ども・子育て支援金は、介護保険と同じで医療保険ではないと理解しております。代理徴収ということだと思います。

この医療保険のスキームでこれを徴収するのか、国民には非常に分かりにくいと思っております。私が職場で説明する際にも分からなくて、多くの質問を頂戴した件でございます。

健保組合を運営しております。他の健保組合とも連絡をとっておりますが、子ども・子育て支援金分を含んだ形で、保険料を維持できる健保は聞いたことはありません。

医療保険料率を上げたうえで、さらに子ども・子育て支援金分がアドオン（上乘せ）しているという健康保険組合もございます。

そうしたことを考えますと負担を気にすることは当然なのですが、これを含んだ形で維持は、実質的には引き下げだと理解しています。

それでは、子ども・子育て支援金は何なのかということを市民・国民に理解していただければいけないと思うのですが、こうしたやり方が皆さんの理解につながるか疑問

であって、これは市で検討することではないのかもしれないですけども、本当の説明責任というのは、一定程度の負担があるということをきちんと正々堂々、利用目的を説明すべきではないのかと考えます。この点に疑問を持ちます。

結局、賛成なのですけども、評価できる点は赤字解消につながると説明があった点でございませぬ。

先ほどの懸念点を含めて、赤字が解消できないとなると強く疑問を持たざるを得ませぬ。

一般会計、東京都からの借入をしているということは、そちらにはそちらの公的財源があるわけで、別な形で都民・市民が負担しているものを借りている事につきましては、良くないことであり、その解消はマストであろうというふうに考えます。

ただ、先ほどのこととなりますが、子ども・子育てを含んだ形で料率が維持できる、だけど赤字だというのは、健康保険を運営する立場から理解できず、やはりそれは余裕があるとは言いませんが、そういうことができるという体力なのだということにみられても仕方がないのかなと思います。

会長をはじめ、事務局の方々が検討されたこともよく分かっているので賛成したいと思います。

○森会長 それでは、太田委員おねがいたします。

○太田委員 賛成か反対かで言えば賛成させていただきます。

先ほども他の方からいろいろ出ていますけれども、やはり子ども・子育て支援金の部分が、どういうふうに説明されていくか、だんだん増額されることによって、来年度、その次にどういうふうになるのか、なかなか予測が難しいかと思ひます。

ただ、やはり据え置きということはとても大きなことだと思ひております。

一番損な人々、要するに社保にしても国保にしても1人の方々が他の家族の4人世帯に比べると、やはりマイナスになっていることがかなり少ないので、市民の平等か不平等かを言ったら、かなり不平等があるかと思ひます。また、先ほど、公的資金云々という話も出ていますけれども、公的支援も結局は国民全部の税金からなっているものなので、それを投入することは税金が投入されることなので、堂々巡りのように感じます。

八王子市の他の事業も含めて、どこかになるべく無駄を省けるところは省いて、支出を減らすとか、そういうことへの努力も他の部署でしていただかないといけなかなと思ひます。

また、私ども医者も国保に入っていることが多いのですけれども、昨年もお話しましたが、令和6年から7年にあたり、7,500円保険料が上がりました。収入に関係なく一律でございませぬ。

今年は据え置きという通知が来ておりましたが、来年度はまたどのぐらいか分からない状況です。これは諮問会議も何もせず、いきなり組合の方から通達がありますが、我々はそのに入っていないといけななので、他の国保に入ることが難しい状況なので、半ば強制的に入っている状態です。

また、私たちの世代は、今後、年金をもらえる時代になったときに、今、貰っている方たちの半額、社保とかの会社が掛けてくれた額だけもらえて、自分たちが掛けた額は貰えないという世代になっておりますので、収入とかを含めて、年金以外のことも考えていかなければいけないので、今いらっしゃる方々、それから若い方たちのことも考えて収入を得ることとか、保険金とか、年金の負担金がしんどいことがないような、そういうアプローチを市が色々なやり方の説明や勧誘等、そのようなことも考えていかなきゃいけないかなと思います。

あと1つ言いたいのは、皆さん負担がとおっしゃるのですけれども、市からただでもらっているもの、補助を貰っているものもたくさんあって、特に医療の世界は、子供の予防接種は世界に比べたら日本は無料ですし、海外から来た外国の方も無料で受けられる。こんなにありがたいことがないとおっしゃいますし、高齢者の方とか、遠方の他の自治体に比べて健診の負担金もなく、かなりのことをしていただけていると思っているので、その還付されている部分を踏まえて、いろんな支出のことを考えていただきたいと思います。

○森会長 ありがとうございます。では、他のご意見をお願いします。

なお、今回は諮問でございますので、皆様全員賛成か反対かの意見を付していただいた上で、ご意見をいただこうと思っておりますので、全員の発言をお願いいたします。

○田中委員 私は賛成させていただきます。

国の問題だと思えますけれども、国保は加入者の減少ですとか、加入者1人当たりの医療費が非常に高額であるという構造上の問題があると思えます。

ですから、こういう中で八王子市は、令和7年赤字を解消されて、今度令和8年にあたりはトータルですけども税率の据え置きを提案されています。

今後、市のレベルでたくさん課題があると思えますけれども、今回の諮問に関しては賛成させていただきたいと思えます。

○森会長 ありがとうございます。峯岸委員お願いいたします。

○峯岸委員 私も賛成です。特に赤字解消へ向けての取組と、一般会計からの繰入は公平性がないと思えますので、その方向で進めるというのは、私は賛成させていただきます。

○森会長 ありがとうございます。添石委員お願いします。

○添石委員 まずは賛成の立場で意見をさせていただきます。

一般会計からの繰入という考え方もあるかとは思いますが、一般会計からの繰り入れによって、インセンティブ交付金の支給が受けられなくなることで、結果的に市に対する都からの交付金がおりにないということになれば、その分、次の保険料率にはね返ってくるのではないかという考え方はありますので、その辺がないように、赤字を解消した上で、東京都からの交付金をしっかりといただいて、赤字にならないようにやっていくと。

ただ、それが国保加入者の不利益に繋がるということであれば、一般会計の方でできるような予防施策ですとか、そういった形で市民全体の医療費を抑えることで、当然ながら、国

保の医療費も抑えられるということになりますので、一般会計の方ではそういった方向に力を入れていただいた結果、国保税率を下げていくような、そういった取組が望ましいのではないかというふうに考えます。

従いまして、赤字解消する税率を設定するという今回の提案に対しては、賛成ということで意見させていただきます。

○森会長 ありがとうございます。次の方のご意見をお願いいたします。

○鈴木委員 本来であれば、地域住民の行政サービスのために使われるべき一般会計からの法定外繰入は、市民の方々が納付した住民税が国保の赤字補填に使われる、いわば保険料の二重払いにあたりますので、早期に解消を図るべきだという考え方を一貫して訴えてきましたので、子ども・子育て支援金を含めた出来上がりでの保険税率・税額が、本年度と変わらないという点には疑問が残りますけれども、赤字解消を前提とした税率改定ということですので、今回の諮問内容については賛成したいと思います。

ただ、私の意見としては、やはり医療給付費分、あるいは介護納付金分を引き下げるのではなくて、ここは据え置いたうえで、子ども・子育て支援金は上乗せでご負担いただくのが一番シンプルで分かりやすいかなとは思いますが、被保険者の方の負担感を抑えたいという考え方も理解はできますので、その上で賛成したいと思います。

当健保の事例で恐縮ですが、当健保は令和7年度は66億円の保険料収入があるのですが、うち半分の32億円を前期高齢者の後期高齢者支援金ということで国に収めることになっています。

今季の計上収支はですね、8億5,000万円の赤字見込みで、4年連続での赤字になっており、その補填として別途積立金を毎年取り崩しておりますので、本年4月に保険料率を引き上げざるを得ない状況に今なっております。赤字の主因は、高齢者医療拠出金の増加で、その一部は、前期高齢者交付金という形で国保の財源にもなっています。

日本の高齢化に伴って、増え続ける高齢者医療費の一部を我々、現役世代が負担するという現在の仕組みに異を唱えるわけではないのですが、被用者保険もかなり厳しい財政状況とになっていることを頭の片隅に入れていただけると幸いです。

○森会長 ありがとうございます。それでは、他のご意見をお願いします。

○四田委員 被保険者代表としまして、賛成という立場でご意見を申し上げます。

今までの会議に参加してないので分からないところもあるのですが、令和7年度に赤字が解消され、その考え方に基づいて、令和8年度も考察されているということと、子ども・子育て支援制度、これについてプラスアルファになっていることにもかわらず、ほぼ同率で抑えられた努力に対して賛成ということでございます。

しかしながら、先ほど柘植委員からも話があって、ずっと私も思っていたのですが、子ども・子育て支援というものに関しまして、資料とは全く関係ないと思うのですが、どうして健康保険税が負担するのかっていうのが、はっきり言ひまして被保険者代表として全く理解

ができないということが意見としてあるということだけは、この8年度案に関しては賛成なのですが、申し上げておきます。

○森会長 それでは次の方お願いいたします。

○鬼島委員 賛成です。先ほどの久保井委員の意見にかなり近いものなのですが、所得割額の保険税率の合計と均等割額の合計と共に最終的には令和7年度と据え置きということで案が出ておりますので、納付する者としては据え置きの方が良いということで手短ではありますが、賛成ということで意思表示をさせていただきます。

○森会長 それでは、中島委員お願いいたします。

○中島委員 被保険者代表の中島です。私も一応賛成なのですが、これは赤字の解消するためにも早めの方が良いと思います。

ただ、皆さんが言う様に、子ども・子育て支援金がなぜ保険税から出すのかというのは、私でも分からないです。

ということは、一般の方もすごく分かりにくいと感じるので、それを丁寧に優しく説明してくれないと皆さんが分かりにくいと思うのですね。あとは、今後、収入のない方とか働いていない方が増えていくと思いますので、そういう方の割合が多くなった時にはどうするかということも課題になると思いますので、そういうことも考えて欲しいと思います。

○森会長 ありがとうございます。それでは奥村委員、お願いします。

○奥村委員 はい。では、賛成か反対ということで言えば賛成いたします。

一加入者として、大きな収支の事に関しては分かってない人間の感想ということで聞いていただければと思うのですが、私は個人事業主ですので、そもそもの収入がかなり上下します。

そうすると、一定であれば、今年は上がったとか下がったとかというふうに理解できると思うのですが、自分の収入がそもそも上がったり下がったりしていますので去年は収入が多かったから保険税額も上がったのかなと、そういうことが1つと、後は5ページに書いてある所得割について、計算式がありますよね。だから、ここの金額が上がると非常に敏感に、ここの基本が上がったのだというふうに思ってしまう。

先ほど、私は個人事業主だけだと思っていたら、給与所得の方も加入者がいらっしゃるということで、こういう方の比率は小さいと思ったのですが、これはさておいて、給与所得の方は、私よりはもっと違う形で給与が変わらないのに、国民健康保険が上がったというふうに理解されるのかなと思ったりはするのですね。

何を言いたいかということ、逆に加入者は、通知を受け取った時に上がった下がった要因というのを意外と理解せずに払っている部分があると思います。

基本的な知識の周知みたいなものを、広報紙などに書いたからといって、なかなか皆様が読んでくださるとは思わないのですけれども、なるべく機会をとらえて、計算方法などを分かりやすく記入していただけて、努めていただければと思います。

本当に色々とシミュレーションして、ご苦勞をなされながら決定をされた率なのかなというふうに思いますので、賛成させていただきます。

○森会長 ありがとうございます。それでは、西室副会長お願いいたします。

○西室副会長 それでは、私も賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

八王子市の国民健康保険は戦後の制度創設以降、地域に暮らす自営業者や退職後の方などの社会保険に加入しない市民の医療を支える重要な役割を担ってまいりました。

市町村が保険者として運用する中で、時代ごとの社会状況や医療環境の変化に対応しながら、制度の維持と市民の負担の抑制に努めてきた歴史がございます。

特に近年においては、高齢化の進行に伴う医療費の増加であるとか、団塊の世代の後期高齢医療への移行、社会保険適用拡大により、被保険者の減少や所得水準の低下など国民健康保険を取り巻く環境が年々厳しさを増しております。

こうした中で八王子市では、国民健康保険制度が広域化された平成30年度から、制度の安定化と将来を見据えて、決算の補填を目的とする一般会計の繰入の解消に取り組んでこられました。

赤字解消を進めるにあたり、急激な税率改定を取らないように、保険者の負担について考慮しながら、段階的に改定を行ってきていただいたと認識しております。

また、持続可能な制度に向けて、特定健康診査の実施や保健指導の充実など、重症化予防、健康づくりにも本当に力を入れていただいて、市民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に取り組むことで、医療費の抑制に努めていただき、負担の公平性や財源確保のために、本当に徴収にも力を入れてこられました。

こうした積み重ねは、国民健康保険を持続可能な制度として次世代につないでいく上で、極めて重要な取組であると思っております。

そのような、長年の努力の延長線上にあるのが今回の諮問内容であると受け止めております。物価高騰や医療費の増加が続く厳しい状況下におきまして、昨年の保険料水準を据え置く判断ということは、市民生活への影響を最小限に抑えようとする強い意思の表れであり、市当局の努力は高く評価するものであります。

構造的な問題に関しましては、本市だけの問題ではございません。引き続き、国や都に対しまして、八王子市として声を上げ続けていただきまして、やはり様々な意見が出ております、子ども・子育て支援金分に関しましては、丁寧な説明が本当に必要なのではないかなと感じました。

据え置きとはいえ、確認いたしますと年齢層によつての税額が上下するなどございますが、これまで積み上げてきた八王子市国民健康保険の歩みを踏まえまして、制度の安定運営と被保険者への配慮のバランスが図られた今回の諮問内容に対しまして、賛成の意を表します。

○森会長 皆様ご意見様々ありがとうございました。皆様のご意見を集約いたしまして、協議会としての答申案を取りまとめたいと思います。

委員の方々から、賛成反対それぞれの立場でご発言を頂きまして、賛成の方が多いという結果にはなりましたが、賛成の方も含めまして国民健康保険税の今般の財政状況といたしまして、将来的な見通しについては、懸念を持っていらっしゃるし、市民負担を抑えなければという点では共通していたと思います。

また、新年度から創設されます子ども・子育て支援金につきましては、今年度は市民負担の軽減といったところを考慮した結果、4段階目の上乘せがあった状態であっても、税率そして税額の平均的な据え置きはあったものの、ふたを開けてみると、市民の方によっては、上がったりがったり下がったりしているという状況があり、そしてさらには、今年度から始まる制度であるにもかかわらず、今年度は据え置き、そして来年度以降はまた上がる可能性もあるのではないかとということも含めまして市民の皆様に対してこの制度の趣旨、今後の見通しなど丁寧に説明していく必要があるといったご意見もいただきました。

いずれにしても、こういった議論の源となっておりますのは、国民健康保険が抱える構造的な問題でありますので、この部分の解消につきまして、引き続き国や東京都に制度改善を求めていくといったことと、それから八王子市の皆さんが健康で安心して歳を重ねていけるように、健康寿命の延伸そして財政の健全化、医療費の適正化の取組、といったことを一層強めていくといったことを意見といたしまして、今回の答申案としては妥当なものとして認めるとの内容で、取りまとめていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長 ありがとうございます。

諮問事項につきましては、本協議会として妥当なものとして認めるという内容で具体的な答申文につきましては、正・副会長に一任させていただきたいと思っておりますが、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長 それではご異議なしと認め、答申といたします。

答申の内容につきましては事務局から各委員へお送りするようにいたします。

(2) 令和8年度(2026年度)国民健康保険税課税限度額等について

○森会長 それでは次に議題(2)令和8年度国民健康保険税課税限度額等について事務局から、説明願います。

○三吉保険年金課長 それでは私から資料2令和8年度、国民健康保険税課税限度額についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。これは例年の事なのですが、総務省から、令和8年度の与党税制改正大綱のうち、地方税関係が公表されました。

令和8年3月31日までに地方税法施行令で定める金額が改正された場合に、八王子市においても、同施行令に則り、令和8年度から同様の措置を講じる予定になります。

国民健康保険税は上限というものが設定されております。それが市・都民税や所得税と違うところです。

この上限額を改正するのが今回の限度額等についてというところになります。

資料の方をご覧ください1、課税限度額の改定になります。

ここでは医療給付費分が1万円改定、増額です。

後期高齢者支援金等分と介護納付金分は据え置きですが、子ども・子育て支援金分が3万円の上限が設定されたために、区分の合計、いわゆる国民健康保険全体の上限額が令和7年度は109万円だったものが令和8年度は113万円と4万円上限額が値上がることとなります。

2は、減額対象所得基準の改定になります。いわゆる上限が増えるということは、高所得者の方の収めていただく保険税が増えるということですが、これにつられて中間所得者層の方の税額が増えないように減額対象となる世帯、国民健康保険には7割軽減、5割軽減、2割軽減の3段階の軽減措置がありますが、そのうちの5割軽減と2割軽減の対象となる範囲が若干広がります。

詳しくは表をご覧くださいなのですが、そうしたことによって中間層が、限度額が上がったことによって税率が上がることに引っ張られないような措置を講じるということになります。

これらにつきましては、平成30年1月20日の国保運営協議会の「国民健康保険税について（答申）」により、課税限度額の改定については、法改正がされた場合は、直ちに改定を行うことが妥当であると答申を受けていることや年度終わりの地方税法改正の成立後に条例改定を議会にお諮りすることが、いとまがないことから、市長の専決処分という形になるかと考えております。

説明は以上になります。

○森会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問等がございましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

○森会長 ご質問がないようであれば、次に議題3その他に入ります。何かご意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

(3) その他

○森会長 ご発言もないようですので、進行いたします。

それではここで会議録署名委員を指名いたします。署名委員は議席番号順に指名してまいります。本日の署名委員は1番、鬼島委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。皆様のご協力により議事がスムーズに進行いたしましたことを御礼申し上げます。本年度の本協議会は今回で最後となりますが、令和8年度も引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは事務局へお返しいたします。

○三吉保険年金課長

これもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

[午後3時00分散会]